

平成23年度 第6回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成24年1月27日(金) 13:30~16:00
場 所	市役所 北館2階 会議室3
出席者	委員長 山本 隆 委員 岡本 直子, 内山 忠一, 柴沼 元, 小林 正美, 岡本 仲充, 平馬 忠雄, 安宅 桂子, 神棒 真一, 佐々木 朋子, 津村 直行 欠 席 多田 梢 事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏, 永井 喜章, 木野 隆, 奥村 享央, 鯉川 敬子 吉川 里香
会議の公開	公 開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1 人

1 議題

- (1) 介護保険サービス事業費の見込みについて
- (2) 中間まとめに対する市民意見と市の考え方・回答(案)について
- (3) 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

2 資料

- (1) 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)
- (2) 第5章介護保険サービス事業費の見込み
- (3) 中間まとめに対する市民意見と市の考え方・回答(案)

3 議事

- (1) 介護保険サービス事業費の見込みについて(事務局)

第6次芦屋すこやか長寿プラン21(中間まとめ)について事務局より説明。

(山本委員長)

第6次芦屋すこやか長寿プラン21の資料122ページから126ページについて説明していただきました。122ページから123ページについて、介護保険サービス給付費総額の推計ではありますが、まず、審議すべきところは芦屋市の総給付費であります。他市とどのくらい差があるか、もちろん人口の関係もありますが、年齢構成、要介護者の状態像についても関係してきます。

次に、124ページに標準給付費について、約200億円と推計されています。その中で、介護、医療、生活支援が重きを置かれ始め、今回、生活支援で地域支援事業費において標準給付費から3%推計されております。サービス総額を全て合算したの

が、サービス給付費総額となり約215億円、これが芦屋市での介護保険サービスにかかる費用と推計されており、今回審議していただきたいところでもあります。

125ページでは、サービス給付費総額をどう負担するのかということが記載されています。そして126ページでは、負担割合をどう按分するかということで所得段階について記載されています。今回、新しく保険料が変更され、24年度から3段階の保険料が二つに細分化され、4段階の細分化が据え置きされています。

以上の説明を事務局からお話しいただきましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(神棒委員)

介護保険料について、保険料のうち29%は40歳以上64歳以下の方が支払うことになっています。65歳以上の高齢者で支払い能力のある者が、負担を大きくすべきであり、それが最優先であると私は感じております。29%の負担が40歳以上、64歳以下に設定されていることで、今後、介護保険料が上昇していき、果たして支払い続けることができるのか、という点について危惧しております。

(事務局 木野)

あくまで介護保険料は3年間の計画であります。ご指摘があった第2号被保険者の負担率は前回の保険料に比べ30%から29%となっています。また、芦屋市として介護予防を推進し、介護認定者を減少させ、保険料の負担を減少させる計画をしております。

(山本委員長)

保険料の内訳は、芦屋市で決定しているのではなく、全国で決められています。その中で、公費の5%は地域の状況により国が支給する額を決めます。この公費の額について問題視されており、保険料の問題は大変難しいと思います。神棒委員がご指摘された第2号被保険者の保険料上昇は危惧すべきであると思いますし、難しい問題でもあります。

(神棒委員)

予防給付費と介護給付費を年度ごとに平成24年度～平成26年度と分けられているが、分ける理由を教えてください。

(事務局 木野)

介護サービスの利用実績を個々に算出し推計しているため、細かく分けさせていただいております。

(山本委員長)

ワークシートは重要なもので、利用実績を細分化し、個々に算出することで項目により、前回と比較ができます。計画に大いに活かせるものだと思います。

(内山委員)

第5期介護保険事業の介護保険の財源構成の中に記載されています、包括支援事業任意事業の中で、国、県、市の単位が下がり、第1号被保険者の単位が上昇していますが、この数字のとおりの理解でよろしいのでしょうか。

(事務局 木野)

そのとおりです。第1号被保険者と第2号被保険者の負担率は先行して決定され、第2号被保険者の負担率は1%下がり29%、第1号被保険者は1%上昇し21%となり、残りは国、県、市で構成しています。

(山本委員長)

高齢化が進み、介護保険は人数分を介護保険の財源として充てなければなりません。高齢者の当事者負担を意図した制度であると思います。

(小林委員)

給付費について、ワークシートで反映していくということですが、1月25日社会保障審議会で報酬の変更点が出ていましたが、変更した内容も今回の計画に反映されているのでしょうか。

(事務局 木野)

1月25日以前のもので作成しておりますが、介護報酬の全体像を国が示す前ではあります。国が示した介護報酬との変動幅を本市のサービス状況に応じて反映し作成されたものです。

(山本委員長)

国が現在示している介護報酬の変動幅を想定内に計画していただいたということですね。今回のワークシートは貴重なデータであったと思います。

次の議題に移りたいと思います。

(2) 中間まとめに対する市民意見と市の考え方・回答(案)について

(事務局)

中間まとめに対する市民意見と市の考え方・回答(案)について事務局より説明。

(岡本直委員)

地域包括支援センター等の連携を明記すべきではないかということですが、連携とはどのような連携でしょうか。私たちからみて、民生委員から地域包括支援センターへの情報はすぐ伝えるよう努めていて、地域包括支援センターとの連携は深いと思っています。しかし、個人情報の関係で、地域包括支援センターから民生委員に対しての情報が少なく、その部分で連携ができていないのか疑問に思うときがあります。連携をとれるように具体的に考えていこうと言われましたが、具体的な方法とはどういったものでしょうか。

(事務局 安達)

芦屋市では地域発信型ネットワークとして関係機関、専門職、地域のかた、行政が連携をとっていきたいと考えております。民生委員は地域の見守りを主として機能し、民生委員からの情報を地域包括支援センターに報告いただいておりますが、その結果を民生委員に情報を渡せていないという実務的な課題も実際にあると思います。行政としては、地域の中の連携は少しずつではありますが、以前に比べとれてきていると感じております。しかし、ご指摘のあったような個人情報の関係で情報共有できない部分があります。それは今後の計画の中で検討していきたいと思っております。

(岡本直委員)

地域包括支援センター、事業者、民生委員、ボランティアがあると思いますが、連携する要は地域包括支援センターではないのでしょうか。それを明記することはできないのでしょうか。民生委員は介護サービス事業者と連携することが難しいため、私の考えでは地域包括支援センターが連携の要と考えています。計画のなかで連携の要を明確にしたいのですがどのようにお考えいただいているのでしょうか。

(事務局 安達)

高齢者の支援に対し、中心は地域包括支援センターだと考えております。法改正で新しく地域密着型サービスが制度化されます。その部分も盛り込んだ上で、計画の中で検討していきたいと思っております。

(柴沼委員)

集まれる場所があればと以前からお話していましたが、各町別に集会所がないのが現状です。近い場所に集会所があれば独居のかたの拠り所になるかと思っておりますが、遠方になると行けないかたもいます。大きな集会所ではなく小さなものでもいいのですが、集会所の設置はお考えいただいているのでしょうか。

(事務局 安達)

活動場所の充実ということで計画に盛り込んでおります。ワークショップの中で集まりの場所の増加という要望を伺い、行政として認識しております。活動場所を提供できるよう努めてまいります。

(山本委員長)

集まる場所、公共の空間というのは重要だと思います。これがないことには、地域福祉、地域活動が発展しませんので、ご検討していただきたいと思っております。

(津村委員)

ご指摘いただいたような集まる場所とはどういうものか、何かお考えになられているようでしたら教えていただけないでしょうか。

(柴沼委員)

例えば、学校の一部や市の施設を利用できないかということは考えております。

(津村委員)

学校ではクラブ活動の関係で利用することが難しいというのは聞いております。市全体の公的な施設で利用できる場所があるのかというのは、もう一度確認の必要があります。また、施設の中で地域のスペースを確保するという取り組みも行なっておりますので、そういった部分を網羅していく必要があると思っております。公共施設以外はまた課題が残っていますが、今後検討していかなくてはならないことだと思います。

(田中委員)

柴沼委員と同意見ですが、一つ一つ具体的な例を挙げていき活動場所の確保ができるようになることを私も望んでおります。

(山本委員長)

それでは次の議題に移りたいと思っております。

(3) 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

(事務局)

第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

(小林委員)

第6次芦屋すこやか長寿プラン21の65ページにある芦屋市高齢者支援体制構成図ですが、64ページに地域発信型ネットワークの充実ということで、従来からネット

ワーク体制を本文の中でも位置づけていたと思います。しかし、今回、地域発信型ネットワークから芦屋市高齢者支援体制構成図に置き換えています。変更してよかったのでしょうか。また、地域発信型ネットワークの位置づけがわかりにくくなったように思いますがいかがでしょうか。

(津村委員)

従来の地域発信型ネットワークの図では、市民のかたにお示しした際、わかりにくいものでありました。今回の計画では、高齢者のための計画として位置づけておりますので、芦屋市高齢者支援体制構成図という名称が望ましいと考え変更しました。あくまで望ましいということなのでどちらがよいか議論していただきたいと思います。

(山本委員長)

地域発信型ネットワークの体制を図で示していただいております。市民のかたに理解ができるようにしなければならぬですが、今回、芦屋市高齢者支援体制構成図として、わかりやすく事務局のかたが作成していただいているということですね。実態として本当にわかりやすくなっているかどうか議論していただきたいと思います。

(小林委員)

内訳が必要だと思います。障がい者支援、こども支援も地域発信型ネットワークに入っているため高齢者部門の計画がどのように動いているのか確認がとれるようにしないとけないのではないのでしょうか。

(津村委員)

地域包括ケアや、地域発信型ネットワークは非常にわかりにくい言葉であり心配であり、悩ましいことでもあります。

(小林委員)

ネットワーク図のほうが、介護保険の地域包括ケアより先に動いているように感じています。障がい者支援、こども支援を全て取り込んで地域で支えるという取り組みを行なっていくということですね。

(田中委員)

国が考えているのは、関係機関が出した課題を抽出して地域で支援をしていくということです。芦屋市高齢者支援体制構成図は芦屋市の福祉計画でも記載されているのでしょうか。

(事務局 安達)

芦屋市高齢者支援体制構成図は記載されておりません。

(岡本直委員)

地域発信型ネットワークから高齢者部分を抜粋している、というような明記がされていればわかりやすくなるのではないのでしょうか。

(田中委員)

実際のケースで申し上げますと、高齢者の課題があると、高齢者だけの問題ではなく、障がい者、こどもを含めて一緒に考えてきた経緯があります。市民インフォーマル支援者・団体等から小地域ブロック連絡会、ミニ地域ケア会議と市民のかたと事例を通して課題を抽出し、話し合われているので記載はすべきだと思います。地域福祉計画の中でこの図が記載されていないですが、統一されないのでしょうか。

(津村委員)

地域福祉計画のものを高齢者のかたにわかりやすくしたものが芦屋市高齢者支援体制構成図ということです。全く別のものを作成したということではありません。

(岡本直委員)

地域発信型ネットワークから作成されているものならば、芦屋市高齢者支援体制構成図は地域発信型ネットワークから抜粋されているというような明記をすべきだと思います。

(山本委員)

64ページの地域発信型ネットワークの資料をもとに作成された65ページの芦屋市高齢者支援体制図が作成されているということですね。一つ質問ですが、この図はなぜ作成されたのでしょうか。市民インフォーマル支援者・団体とはどういう意味でしょうか。高齢者に理解がしにくい言葉だと思います。また、小地域ブロックのブロックも理解しにくいものでありますし、地域ケアシステム検討委員会も誰が何を検討するのか理解しにくいような気がします。図というのは文章があって初めて理解できるものでありますので、市民からすると理解しにくい図であると思います。

(事務局 安達)

この図は市民のかたからのご意見や課題を吸い上げ検討していくという図であり、その内容をわかりやすくするよう努めたものですが、今回ご指摘いただきましたので地域福祉推進協議会で検討していきたいと思います。

先ほどご質問を受けました、インフォーマル支援者ですが、どこにも属していないかたをイメージしておりました。関わっているかたでしたら説明を受ける機会があるので、この図は理解できると考えておりましたが、市民のかたが理解できると問われると少し疑問が残るものであり、課題であると思います。

(山本委員長)

ミニ地域ケア会議でネットワーク部会とケアマネジメント部会を分けている理由はなぜでしょうか。分離する理由が理解できないのですが。

(事務局 吉川)

ネットワーク部会というのは小地域ブロック連絡会で検討したかたの代表者に出席していただき、また、地域の課題を共有します。その課題を解決に向けて検討するのがケアマネジメント部会というものであります。ですから、ネットワーク部会とケアマネジメント部会を繋げたいという意味も込めて記載しております。

(山本委員長)

市民のかたにどう理解させるのが重要だと思います。少し関係者目線での作成のように感じます。

(事務局 安達)

ネットワーク図は、高年福祉課単独で作成しているものではありませんので、変更することは難しいところであります。

(山本委員長)

文章が言葉足らずで、図が細くなるとアンバランスとなり理解しにくいものになってしまうと思います。その逆ももちろん同じです。64ページの地域発信型ネット

ワークから何が言いたいのかを詳しく文章で記載し、65ページの芦屋市高齢者支援体制構成図で、より理解しやすくなる図とすることが一番よい方法だと思います。

(事務局 安達)

今回の資料をベースにコメント等を入れて作成し、修正等を検討していきたいと思えます。

(内山委員)

44ページの関係団体等意向調査の結果まとめについて、前回の資料と比べると、一般高齢者、認知症高齢者、コミュニティバスという項目がなくなっているのですが、なぜでしょうか。

(事務局 永井)

43ページの、市に不足している福祉サービス等(つづき)のほうに記載しております。こちらに記載するほうが適切だと考え、記載場所を変更させていただきました。

(平馬委員)

2ページに記載している基本目標は、51ページにある4つの基本目標で記載されておりますが、2ページのところに記載されたほうが理解しやすいのではないのでしょうか。

(事務局 安達)

検討させていただきます。

(安宅委員)

インフォーマル支援者と高齢者セーフティネットはやはり難しい言葉だと思います。専門性のある言葉は市民にとっては理解しにくい言葉となりますので、言葉の説明をつけてほしいです。

(事務局 安達)

132ページ以降に言葉の説明を記載しておりますが、市民のかたにわかりやすいよう視点を改めて検討していきたいと思えます。

(山本委員長)

定着している言葉もありますが、少し考えていただきたいと思えます。

(岡本直委員)

59ページに高齢者支援センターの地図が記載されておりますが、62ページに相談体制についての説明が記載されております。章も変わっていて違和感がありますのでこの部分を検討していただきたいと思えます。

(事務局 安達)

検討していきたいと思えます。

(山本委員長)

お時間がきましたので、まだ気になることがございましたら個別に問い合わせしていただけたらと思えます。ご指摘等いただきましたが、本筋についてご承認いただけることといたします。

閉 会